

一般社団法人日本独文学会 研究叢書刊行規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本独文学会（以下「本会」という）の研究叢書の刊行について定める。

(名称と刊行時期)

第2条 本会は、研究発表会におけるシンポジウムでの研究発表と議論を踏まえ、シンポジウムの総合テーマに関してさらに考察を深めた内容を、論文集として刊行することを奨励し、そのために研究叢書を設ける。掲載する論文は、未発表のものとする。

- 2 シリーズの和名を「日本独文学会研究叢書」、ドイツ語名を „Studienreihe der Japanischen Gesellschaft für Germanistik“ (SrJGG)とする。
- 3 本叢書はISBNを取得した書籍であり、よって収録論文は学術論文データベース上に個別には掲載されない。
- 4 刊行は検索・コピー・印刷のみ可能なPDF ファイル形式とし、学会のウェブサイトからダウンロードによって配布するものとする。
- 5 刊行は、本会研究発表会での研究発表の1年後とする。
- 6 春季研究発表会のシンポジウムの場合は次年度の春季発表会開催の時期に、秋季研究発表会のシンポジウムの場合は次年度の秋季研究発表会開催の時期に刊行する。

(申請手続き)

第3条 シンポジウム開催依頼と同時に「日本独文学会研究叢書刊行のご案内」、「日本独文学会研究叢書刊行申請書」用紙、「日本独文学会研究叢書刊行規程」がシンポジウム代表者に配付される。

- 2 シンポジウム参加者で編集責任者とその代理を決め、シンポジウム実施後1ヶ月以内に、編集責任者が「日本独文学会研究叢書刊行申請書」に基づいて担当理事に刊行の申請をする。
- 3 刊行を申請したシンポジウムの研究発表が、学問上の論争から著しく逸脱しているなど、「研究叢書」にふさわしくないと判断される場合は、理事会の議を経て申請を却下することがある。
- 4 叢書編集作業の参考のために、表紙、奥付、裏表紙、目次や本文の作成見本集(ワード形式)が担当理事からEメールで送付される。

(原稿の作成)

第4条 編集は編集責任者と執筆者が行なう。

- 2 シンポジウムにおける議論の内容とその成果を記した文章を、発表者個々の論文とは別に掲載する。分量は2～4ページを目安とする。
- 3 日本語（ドイツ語）で行なわれたシンポジウムの研究発表をもとに、ドイツ語（日本語）の叢書を作成してもよい。
- 4 叢書の総合テーマと密接に関連する内容の、シンポジウム非参加者の論文を、1本を限度に加えることができる。
- 5 叢書の総ページ数は、80ページを標準とし、最大でも100ページを超えないことを原則とする。
- 6 叢書原稿の作成についての詳細は、細則を参照すること。

(公開用ファイル作成の手順)

第5条 春季研究発表会のシンポジウムについては、当年の12月20日までに、秋季研究発表会のシンポジウムについては、翌年の5月20日までに、作成した公開用のPDF ファイルをメールで担当理事に提出する。

- 2 担当理事がPDF ファイルに目を通し、学問上の論争から著しく逸脱しているなどの場合、また「研究叢

書」にふさわしくない表現などを見出した場合は、理事会の議を経て、その部分を修正した版の再提出を求め、あるいは場合によっては発行を却下することがある。

- 3 著作権のある図版等を使用する場合は、文書による著作権者の許諾を得ること。担当理事が当該文書の提出を求めることもある。
- 4 PDF ファイルの提出と同時に、編集責任者は、和文・欧文の両タイトル、編集責任者名、目次の全内容を、Eメールによって担当理事に送信する。担当理事は、送信されたそのデータを利用して、「ドイツ文学」別冊号に掲載されるバックナンバー一覧を作成する。
- 5 担当理事は、本条第2項および第3項に抵触していないことを確認した後、様式等を点検し、各冊子の号数、ISBN番号を決定する。

(叢書の発行)

第6条 担当理事は第5条で定めた作業が終了した後、第2条第5項で定める時期に、広報担当理事に対して、当該PDF ファイルを学会のウェブサイトへ掲載するよう依頼する。

- 2 広報担当理事は、当該PDF ファイルを受け取り次第、学会のウェブサイトへ掲載し、これをもって叢書の刊行とする。

(その他)

第7条 編集責任者は、本叢書の全体または収録論文を文献目録、業績目録等に記載するときに、必ず本叢書名を明記するように、執筆者等に周知する。

- 2 第4条第1項にある通り、本叢書の編集の責任は編集責任者が負い、学会編集委員等による査読制をとっていないことを叢書の扉に明記する。
- 3 著作権は一般社団法人日本独文学会と著者が共有するものとする。
- 4 本叢書収録論文を他の公刊物(書籍、ウェブサイト上等)に転載しようとする場合は、文書により学会宛に申し出ること。この申し出に基づき、転載の許可について理事会が判断する。

(公開用ファイルの規定)

第8条 公開する叢書は、統一規格のPDFファイルとする。

- 2 形式については以下の通りとする。

(1) PDF ファイルはA4判で作成する。

(2) 本文は活字による横書きとし、各ページ余白は上下左右各30mmとする。

(3) ①表紙、②中表紙、③目次、④本文(「まえがき」「あとがき」を含む)、⑤奥付、⑥裏表紙をもって構成する。

(4) ①表紙、②中表紙、⑤奥付、⑥裏表紙の様式は別途配布する書式の通りとする。

(5) ページ数は④本文の1ページ目を1ページとし、各ページの下部余白中央、下から15mmに数字下部を設定する。ヘッダをつけるときは、ヘッダの上に余白30mmをとる。

- 3 その他は、本文活字の大きさや注の形式も含めて、各巻の編集責任者に一任する。

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、2019年6月8日から施行する。